

氏名(本籍)	陳 群 元 (台湾)
学位の種類	博士(国際政治経済学)
学位記番号	博甲第5578号
学位授与年月日	平成22年12月31日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	盧溝橋事件前における日本の対中政策と国民政府の対応 - 塘沽停戦協定後の日中関係を中心に -
主査	筑波大学教授 博士(政治学) 中村逸郎
副査	筑波大学教授 博士(法学) 波多野澄雄
副査	筑波大学准教授 博士(国際政治経済学) 潘亮
副査	筑波大学准教授 博士(法学) 小嶋華津子

論文の内容の要旨

本論文は、1937年の日中戦争にいたる過程で、和戦の分岐点となった時期（とくに33年5月の塘沽停戦協定から35年5月の日中大使交換まで）の錯綜する日中関係を、政治外交関係と経済関係の両面から、また、両国内部の路線競合と相互作用という観点から分析し、何故に両国関係の「修復の機会」が失われたのかを論じたものである。

第1章「外務省対中工作の動向と諸勢力間の関係」では、まず第1節において、満州事変後の新たな国際秩序の模索が議論されている。満州事変の勃発は米英日間の国際協調体制としてのワシントン体制の解体を加速させたが、その一方、日満中3国提携による新たな国際秩序構築の可能性をもたらし、その際、国民政府の動向が焦点となる。国民政府にとってソ連との提携も一つの選択肢であったが、国民党上層部の根強い対ソ不信感から対日提携路線を選び、ここに日中関係の修復の機会が訪れる。第2節以下では、その具体的な展開が議論され、塘沽停戦協定直後の有吉明南京大使と汪兆銘行政院長の活動を中心に関係修復のための交渉などが扱われている。とくに国民政府は、国民政府行政院駐北平政務整理委員会委員長・黄郛に華北の收拾をゆだねる一方、排日・排日貨運動の抑制に力をいれ、一定の成果を挙げる。この間、日本外務省も、内田康哉外相の「焦土外交」から広田の「和協外交」へと交代するが、両者とも満州国の育成を最優先し、列国と国際連盟による対中援助の警戒と阻止という点では連続性が見られた。33年秋の外交方針の策定過程では、外務省は、満州国問題をあくまで中国政策の一環として扱う独自の姿勢を示すものの、満州国の分離や中国分割を志向する陸軍との溝は埋めがたく、現地の努力も実らなかった。

一方、中国外交部は、広田弘毅外相の「外交一元化」の主張を軍部のそれとみなし、その背景にある外交権限の保持という外務省の独自路線や、対中政策における重光葵外務次官の重要性を見過ごしていた。とくに、外務省外交の権限が軍に奪われているという見方は、情報収集能力の限界とも相まって、国民政府全体の対日不信感につながっていた。

第2章「外務省と塘沽停戦協定前後の華北問題」では、停戦協定の締結過程で、中国駐在の外交官の間の二つの路線を議論している。須磨弥吉郎書記官らに代表される「華北独立政権樹立路線」、もう一つは有吉

公使の「国民政府支持路線」である。前者の路線は旧東北系勢力を基盤とした現地軍の華北政権樹立構想に同調するもので、黄郛の利用による華北新政権をもくろみ、後者は黄郛への支援を通じて華北の事態を收拾、関係修復をねらうものであった。とくに黄郛支援路線は外務省の公式方針となるが、具体的には黄郛の施策に対する旧東北系勢力の妨害を排除するというものであり、黄郛の意図や立場を理解し、それに配慮するものではなかった。いずれの路線も日本政府の積極的支持はなく、困難な立場に立たされた黄郛が35年1月に北京を離れてしまうことにより挫折する。

第3章「塘沽停戦協定前後の33年関税率問題と日中交渉」は、33年5月に関税自主権を完全に回復した国民政府が、新たな関税率設定をめぐって対日交渉を展開するなかで、この問題の解決を関係修復の契機としようとする双方の努力と挫折の過程を論じている。関税率交渉は、日本側現地外交官と財政部を中心に実施されるが、財政部の強硬姿勢に対する汪兆銘の影響力の限界、柔軟性を欠く外務本省の姿勢などから交渉の長期化を招いたとしている。

第4章「33年関税率問題の長期化と34年関税率の設定」では、33年関税率の修正と実施をめぐる日中交渉を扱っている。日本側は、重光葵次官ら外務本省と有吉明公使ら現地外交官との間で、国民政府の交渉相手をめぐって齟齬があったこと、また国民政府の側では、汪兆銘ら対日協調派の交渉態度は、諸外国との関税率交渉の中でも最も譲歩したものであったが、財政部や立法院は国内産業保護の観点から対日譲歩に批判的であり、汪兆銘の影響力の限界も相まって、妥結の可能性を遠ざけたことを実証的に論じている。換言すれば、33年から34年にかけては現地軍の圧力が交渉の場に及んでいなかったにもかかわらず、日中の妥協はすでに不可能となっていたと指摘している。

終章「結論」では、以上の政治外交と経済の両面からの議論を整理したうえで、塘沽停戦協定後の時期にあつては、日中双方の政府レベルや現地レベルにおいて関係修復の可能性が存在したものの、双方の和解勢力の国内政治上の立場の変化や意思疎通の不全などに妨げられたこと、ことに日本側の和解の担い手であった外務省は、この好機を適格に把握して適切な対応策を講じていたとは言いがたく、たとえ35年以降の日本陸軍による華北分離工作が抑制されたとしても関係修復は困難であったと結論している。

審査の結果の要旨

本論文の一つの特徴は、日本外務省、台湾および中国の外交史料を十分に活用し、日中戦争にいたる過程で、最も重要な時期の両国関係を多面的に分析した点にある。この時期の日中関係について国民政府史料を活用した研究は近年、台湾や中国で盛んであるが、日本側の一次史料をも本格的に活用し、双方の外交・経済関係記録を突き合わせつつ、交渉プロセスの詳細を再現した研究として画期的である。

第二の特徴は、日中双方のそれぞれの外交路線をめぐる内部勢力の複雑な対立や相互作用をも分析対象とし、重層的な関係を明らかにしている点である。例えば、国民政府内部における「対日協調派」と「欧米派」という対立関係についても、争点による相違を明らかにしている。

第三の特徴は、対日外交の主体を外交部のみではなく、財政部や立法院の役割に注目した点である。とくに、関税自主権の完全回復後の国民政府財政の安定化と国内産業の保護という観点から、強硬な対日姿勢を打ち出す財政部や立法院に対し、対日関係改善のため譲歩を求める汪兆銘らの影響力には限界があったことが指摘され、政治外交関係中心の従来の研究に新しい側面を加えている。

著者がとりあげた時期の日中関係に関する外交・経済関係に関する第一次資料の公開状況は、現在のところ中国側よりむしろ日本側が充実しており、その点で中国側の動向分析がやや深みに欠けるが、これらは今後の課題である。

本論文は、全体として、塘沽停戦協定後の「関係修復の機会」がなぜ失われたのかを、外交関係と経済関

係の両面の分析を軸に、両国政府内部の路線対立と相互作用という観点から、きわめて高い実証性をもって論じたものであり、重要な国際的争点となっている盧溝橋事件前の日中関係史研究に一石を投ずる意義を有し、博士学位（国際政治経済学）の授与に相応しいものと認められる。

よって、著者は博士（国際政治経済学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。